佐久市·臼田町·浅科村·望月町合併協議会事務局要領

(趣旨)

第 1条 この要領は、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会規約第 1 3条第 3項の規定により、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会(以下「協議会」という)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の会議資料の作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項 (組織及び分掌事務)
- 第3条前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務係、計画係、調整 第一係及び調整第二係を置く。
- 2 係の分掌事務は、別表第1のとおりとする。 (職員等)
- 第 4条 事務局に局長、係長その他必要な職員を置くことができる。 (職員の職務)
- 第5条 局長は、会長の命を受け、次に掲げる職務を行う
- (1) 事務局の統括
- (2) 各係相互の連絡及び調整
- (3) 事務局職員の指揮監督
- 2 係長は、局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う
- (1) 分掌する事務の統括管理
- (2) 所属職員の指揮監督
- 3 その他職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。 (会長の決裁事項)
- 第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。
 - (1)協議会の運営に関する基本方針に関すること
 - (2)協議会に提案する事案に関すること
 - (3)協議会の予算及び決算の調製に関すること
 - (4)規程、要領等の制定改廃に関すること
 - (5)その他特に重要であると認められる事項

(専決区分)

- 第7条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。
 - (1)協議会の幹事会及び専門部会との調整に関すること
 - (2)広報の編集及び発行に関すること
 - (3)実務上の調査並びに照会及び回答に関すること
 - (4)各種資料等の調製に関すること
 - (5)事務局の運営に関する基本方針に関すること
- 2 その他契約及び支出命令等に係る事項は、佐久市事務処理規則 (昭和 53 年 佐久市規則第 14 号)の規定を準用する。

(公印の取扱い)

- 第8条協議会の公印の名称及び寸法等は別表第2のとおりとする。
- 2 協議会の公印の管守、取扱い等については、佐久市公印規則 (昭和 37年佐久市規則第10号)の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは 会長」と「庶務課長」とあるのは「局長」と読み替えるものとする。

(職員の服務)

第9条 職員の服務及び勤務条件については、それぞれの市町村の事務従事の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、佐久市の例によるものとする。

(職員の給与等)

- 第10条 事務局の職員の給与等については、その職員が所属する市町村が負担する。
- 2 事務局の職員の旅費については、佐久市の例により、協議会の予算において 支給する。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成15年12月22日から施行する。

別表第1(第3条関係)

係名	分掌事務
総務係	(1)庶務及び会計に関すること
	(2)合併の諸手続きに関すること
	(3)協議会の会議に関すること
	(4)合併に関する資料の編纂・調製等に関すること
	(5)協議会予算に関すること
	(6)広報に関すること
	(7)各種事務事業調整及びそれに伴う各市町村間の調
	整に関すること
	(8)その他他の係に属さないこと
計画係	(1)新市建設計画に関すること
	(2)財政計画に関すること
	(3)予算編成に関すること
調整第一係	(1)各種事務事業調整及びそれに伴う各市町村間の調
調整第二係	整に関すること
	(2)事務事業実態調査に関すること。

別表第 2(第 8条関係)

名 称	寸法(mm)	管 守 者	個 数
佐久市 ·臼田町 ·浅科村 ·望月 町合併協議会長之印	方 24	佐久市·臼田町·浅科村·望月 町合併協議会事務局長	1